平成26年度　中小企業再生支援セミナー

中小企業再生支援協議会のこれから！

中小企業金融円滑化法の終了からまもなく2年を迎える。経営に行き詰まった企業が、法律の支えなくしても再生の道筋を描けるよう政府はさまざまな施策を講じてきた。これら実務の最前線に立ち、地域金融機関をはじめとする関係機関との連携においては中核的存在として大きな役割を果たすのが中小企業再生支援協議会―。これまでの取り組みを振り返りつつ、今後の再生支援のあるべき姿を考えるセミナーが1月21日、都内で開催された。中小企業の潜在力を引き出すことは政権の重要課題である地方創生にも直結するだけに、地域経済活性化の観点からも活発な議論が繰り広げられた。

主催者あいさつ

中小企業基盤整備機構　船矢 祐二 理事

見えない資産の伝承こそ、重要

景気は緩やかな回復基調が続いているとはいえ、内需型企業や地方の中小企業にはその実感がない。先行きが楽観できない中、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」効果によって日本経済の景色は確実に変わっているのであり、そんな今こそ、事業再生に取り組む重要な時期である。逆に今を逃せば、その先どうなるか分からない。

本セミナーは、再生支援の裾野を広げるために、さまざまな関係者にお集まり頂き、例年この時期に開催しており、今回で7年目を迎える。本日も定員を上回る600人もの方々にお越し頂いた。再生支援に携わる皆さまにとって有意義なものになるとともに日本経済の再生の一助になることを願う。

基調講演1

中小企業再生支援協議会への期待―経営者保証に関するガイドラインにおける協議会への期待―

長島・大野・常松法律事務所 パートナー 弁護士　小林 信明 氏

暫定リスケ最後のチャンスとの心構えで経営改善を

法的倒産件数が減少傾向にあるが、その裏には、私的整理が非常に重要な役割を果たしている現実がある。現在、中小企業再生支援協議会が関与する案件の5割程度が（抜本再生に踏み出す前段として経営改善に取り組む）3年間の暫定リスケジュール（返済の減額・猶予）とのことだが、今後の課題はそれら案件の「出口戦略」である。抜本再生の可能性が見いだせるのか、あるいは清算手続きに入るのか―。この見極めは非常に重要になる。

経営者側も金融機関側も漫然と暫定リスケジュールを繰り返すのではなく、最後のチャンスとの心構えで経営改善に取り組む必要がある。

2013年2月に公表された経営者保証に関するガイドラインは、早期の事業再生を促すことを目指して、残存資産の規定をはじめ、さまざまな指針を示している。ガイドラインは融資段階、すなわち「入口」と保証債務の整理の段階、すなわち「出口」のそれぞれに適用されるが、その双方に共通する考え方は、金融機関と経営者の良好な関係を構築するとともに、経営者のガバナンスを発揮してもらうことである。事業再生は事業再生ADRや特定調停、地域経済活性化支援機構など手続も多様だが、やはり中核は、再生支援協議会によるものである。経営者保証ガイドラインを実効性あるものにする上でも果たす役割が大きいので、各地の協議会の能力向上やノウハウの共有を期待する。

基調講演2

中小企業等の経営改善・体質強化等の支援（金融モニタリング基本方針に基づく監督）

金融庁監督局審議官　西田 直樹 氏

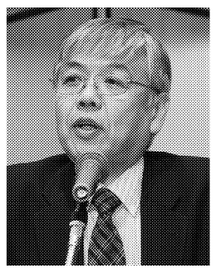

地域経済活性化支援機構（REVIC）ぜひ活用を

政府の重要課題の一つである地方創生においても、金融機関に期待されている役割は大きい。（地方創生に関する5年間の政策目標を定めた）政府の総合戦略には「産業・金融一体となった総合支援体制の整備」が盛り込まれている。地域における企業や産業の生産性や効率性を向上させ、雇用の質を確保し高めることは地域経済の活性化につながる。金融庁としては、金融機関に対し、事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の積極的な発揮を促す監督・検査の一層の推進を図っていきたいと考えている。目利き能力を発揮し無担保、無保証の運転資金を円滑に供給するための取組みも行うこととしている。

事業の将来性等を適切に見極め、取引先企業の成長を後押しする上で、関係者の皆さんには、地域経済活性化支援機構（REVIC）の機能をぜひ活用して頂きたい。事業再生など専門的なノウハウを持つ人材を派遣する「特定専門家派遣業務」に加えて、地域金融機関向けの短期トレーニー制度も新たに始まる。

政府の総合戦略を受け、今後、全国の自治体において地方版の総合戦略の策定が進められていく。皆さんには、策定段階から積極的に参画し、知見を提供するとともに計画の実行段階での支援をお願いしたい。そうした取組みが地域金融機関にとっても取引先企業の成長等につながるものと考えている。

基調講演3

中小企業再生支援協議会事業における今年度の総括並びに次年度の方向性

中小企業再生支援全国本部統括プロジェクトマネージャー　藤原 敬三 氏

出口戦略「一体型」を推進

政府の政策パッケージに基づいて、中小企業再生支援協議会が、「暫定リスケ」という新たな役割を担うようになった。まずはその進捗と、これら支援先をどう「卒業」させるのかについてお話ししたい。

まず実績だが、暫定リスケの支援件数は平成26年度、2500件程度に達する見通しだ。目標である3000件に迫る水準で、協議会が全ての地域金融機関とパイプを構築するとの当初の狙いは実現できた。モニタリング可能な1300件の約6割が計画を達成するなど、進捗も順調といえる。

問題は出口戦略である。協議会が関与する支援案件には2タイプあり、ひとつは実質債務超過の解消が5年、もしくは10年以内に解消が見込めるもの。このタイプでは債権放棄やDDS（デット・デット・スワップ）など借入金の劣後化に加え、債権売却のスキームの活用を検討していきたい。

認定支援機関による経営改善計画策定支援事業の推進については、地域経済に活力を与えるよう、次年度も経営改善支援センターと共に取り組んでいきたい。

経営者保証のガイドラインについては、今回初めて再生支援協議会による整理手順のQ&Aをまとめ、普及促進に力を入れる。協議会としては（経営者の保証債務と主たる債務者である中小企業の整理を一体で行う）「一体型」を推進することになるが、協議会案件で経営者の自己破産は避けたいし、インセンティブ資産もできる限り残す方策を模索する。

パネルディスカッション

中小企業再生支援協議会のこれから！

成和明哲法律事務所 パートナー 弁護士　西村 賢 氏

静岡県信用保証協会 専務理事　阿部 明雄 氏

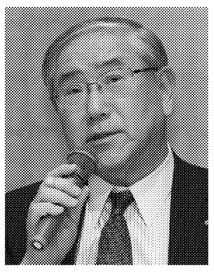

モデレーター
中小企業再生支援全国本部副統括プロジェクトマネージャー　野田 勝也 氏

八十二銀行 執行役員融資部長　中村 孝 氏

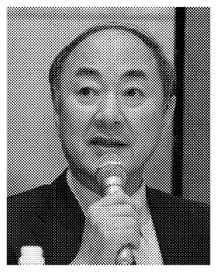

早い段階で最適な道筋が必要

再生支援協議会の支援案件にしてもらうことが事業再生の有効手段

野田　円滑化法により倒産は大幅に減少したが、大量のリスケ先が発生しているのが現状。事業再生における目下の課題は。

中村　暫定リスケの出口戦略をどう描くか。事業資質が認められ、過剰債務の問題が解決できれば成長が見込める融資先には抜本的な再生策を提示する。

阿部　私どもの基本的な考え方は、再生支援協議会の支援案件にしてもらうことが事業再生の有効な手段であること。保証債務残高が1億円以上のリスケ先をリストアップして、金融機関に経営改善計画の作成支援を依頼する取り組みをスタートしているが、この活動を通じても、金融機関側に協議会の活用を働きかけている。

西村　暫定リスケは円滑化の出口として一定の役割を果たしたと考えている。他方、重要なのはこれらリスケ先をどう「卒業」させるか。早い段階で最適な道筋をつける必要がある。他方、懸念されるのは（借入金の返済猶予を続ける間に）経営者の危機意識が低下していないかだ。

野田　必要な先にはリスケだけでなく、一歩踏み込んだ金融支援が求められるが、具体的な再生手法についてどう考えるか。

中村　DDSやファンド活用にも積極的に取り組んでいる。ここでもカギは経営者の姿勢。事業の将来性が期待できるなら資本と経営をチェンジして、かつ債権カットで過剰債務を軽くするシナリオを描けるが、現経営者の理解が得られなければ絵に描いた餅となる。粘り強く取り組むしかないが、経営者保証ガイドラインは、早期再生へ向け経営者の背中を押す重要な要素になっているのではないか。

阿部　抜本再生を目指して保証協会が債権放棄あるいは不等価譲渡を進める場合、自治体の制度に損失補償の措置が盛り込まれていることがネックとなる。幸いにして静岡県の場合は新たな条例を制定することで、この問題をクリアできた。

野田　経営改善計画策定支援事業の実情をどうみる。また、地域におけるネットワークの具体的な動きはどうか。

阿部　保証協会として計画作成の候補先をリストアップして金融機関に提供。同時に計画策定費用の企業負担部分を補助したり債権者からの同意を得やすいよう税理士側に助言するなど側面支援を行っている。

中村　（再生支援に携わる関係者が一堂に会する）ネットワーク会議などを通じた金融機関の意思統一や税理士側への働きかけが奏功し、実績が上がり始めているとみている。

野田　昨年2月に取扱いが開始されたが、経営者保証のガイドラインを普及、活用するうえでのポイントは何か。

西村　「一体型」の場合は、中小企業の再生に関して再生支援協議会が当初から関与するので、債権者とのコミュニケーションが図れ、これまでの資産査定の流れの中で経営者の資産や負債の状況についても調査が行われているのが通常だろう。そういう意味では、これまでの協議会事業の延長線として金融調整機能も含めた役割が期待できる。

中村　そもそもガイドラインは情報開示に対する経営者の誠実な姿勢が前提と理解している。

野田　ガイドラインの理念があらためて重要になるというご指摘だろう。

今後とも皆さんのご期待に応えられるよう努力したい。引き続き協議会に対する率直なご意見賜りたい。本日は有り難うございました。

カギは経営者の姿勢

早期見極めにより一歩踏み込んだ金融支援が求められる

中小機構
主催：中小企業再生支援全国本部（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）
後援：経済産業省中小企業庁
協力：事業再生研究機構、事業再生実務家協会、一般社団法人 全国サービサー協会、全国事業再生税理士ネットワーク、全国倒産処理弁護士ネットワーク、一般社団法人 全国信用保証協会連合会